

令和5年度第1回鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査報告書

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会規則第2条第2項に基づき、監査委員会を実施しましたので、その結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

医療法施行規則第十五条4に準じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者等の業務の状況について、オンラインで管理者等から説明聴取により監査を実施しました。

実施日時:令和5年11月30日(木)16時00分～17時45分

出席者:武中病院長、千酌副病院長/医療安全管理責任者、
谷口医療安全管理部長/医師 GRM、南医療機器安全管理責任者、
藤井医療放射線安全管理責任者、島田医薬品安全管理責任者、秦薬剤師 GRM、
深田看護師 GRM、米山副看護師長、鬼村事務部長、末廣医療支援課長、小林安全管理係長

2. 監査の結果

(1)医療安全管理部門活動状況報告及びまとめ

医療安全に係る各種の委員会とそれらに関連したチーム会等の開催状況、活動状況等及びまとめについて説明を受けました。

各委員会が機能的に役割を果たしていると考えます。また、一般医療職の抵抗を軽減させるためにクオリティ審査専門委員会及び拡大クオリティ審査専門委員会の名称を変更することについて説明を受け、病院職員が医療安全に前向きに取り組むことができる環境の構築に努めていることも確認しました。

(2)インシデント分析結果報告(特に患者誤認と業務改善の検証)について

令和4年度のインシデント分析結果及び患者誤認の状況並びに誤認防止の取り組みについて説明を受けました。誤認された患者への説明を丁寧に行われていること、患者の参画による誤認防止を行っていることを確認しました。書類誤りの対策として、複数のPCを1台のプリンターに接続する環境において、出力したPC毎に異なる目印が印刷されることで誤配付を防ぐ取り組みについて提案いたしました。また、書類の取り違えは、個人情報の漏洩として重大な問題であることをあらためて認識いただきたいと考えます。

(3)医療安全に関する重大事案について

医療事故発生時の対応、事例検討体制及び再発防止策検討時の視点について説明を受けました。医療過誤発生時の訴訟リスク軽減のため、丁寧な説明と正しいカルテ記載が重要だと考えます。また、医療過誤発生時の患者・家族対応について、模擬患者を使ったロールプレイを行うことも有用ですのでご検討ください。

(4)患者支援体制の現状と対話促進支援について

医療安全管理部の立場からの患者支援体制について説明を受けました。医療法においては患者の理解を得ることは努力目標とされているが、本人に理解能力がない場合では、丁寧な説明や看護師同席による理解度の確認など最大限患者の理解につながる努力をすることと、その旨の正しいカルテ記載が重要だと考えます。

3. 総括

前回の監査以降の鳥取大学医学部附属病院の医療安全管理体制における業務状況について病院長等に報告を求め、その状況を確認しました。今回、医療安全管理部活動状況報告及びまとめ、インシデント分析結果報告、患者誤認の状況と改善策の検証、医療安全に関する重大事案、患者支援体制の現状と対話促進支援を中心に監査を実施し、おおむね適切な対応がなされていると判断しました。

今後もより一層、安全管理業務に努めていただき、地域医療の最後の砦として高度かつ安心安全な医療を実施されることを期待します。

令和5年12月21日

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会

委員長 福田 誠司

委員 中村 寿夫

委員 井上 俊之